

定款

株式会社・取締役会非設置

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、株式会社〇〇〇〇と称する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(3) 前各号に附帯関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を〇〇県〇〇市に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、〇〇〇株とする。

第6条（株券の不発行）

当会社の株式については、株券を発行しない。

第7条（株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は、承認したものとみなす。

第8条（相続人等に対する売渡しの請求）

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第9条（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、法令に別段の定めがある場合を除き、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

第10条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第11条（株主の住所等の届出）

当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第13条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役が招集し、取締役がその議長となる。

第14条（招集の通知）

株主総会の招集の通知は、会日の5日前までに、議決権を行使することができる株主に対して発する。

第15条（決議）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第16条（議事録）

株主総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間、本店に備え置く。

第4章 取締役

第17条（取締役の員数）

当会社の取締役は、1名以上とする。

第18条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

第19条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

第20条（代表取締役）

当会社に取締役を2名以上置く場合には、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会の決議によって定める。

第21条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

第22条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年〇月1日から翌年〇月末日までの年1期とする。

第23条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

第24条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第6章 附則

第25条（設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額）
当会社の設立に際して出資される財産の価額は金 円とし、その全額を資本金の額とする。

第26条（設立時発行株式及びその払込金額）
当会社の設立に際して発行する株式の数は〇〇〇株、その1株の払込金額は金 円とする。

第27条（最初の事業年度）
当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から 年 月末日までとする。

第28条（設立時取締役）
当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。
設立時取締役 〇〇 〇〇

第29条（発起人の氏名、住所及び設立時発行株式）
発起人の氏名及び住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数並びに設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。
〇〇 〇〇
設立時発行株式〇〇〇株 金 円

第30条（法令の準拠）
本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社〇〇〇〇を設立するため、発起人〇〇 〇〇がこの定款を作成し、次に記名押印する。
年 月 日

発起人 住所
氏名 印

※ 目的・商号・本店の所在地・設立に際して出資される財産の価額又はその最低額・発起人の氏名又は名称及び住所は、欠けると定款が無効になる絶対的記載事項です（会社法27条）。株式会社の定款は公証人の認証を受けなければ効力を生じません。紙の原始定款には印紙税4万円がかかり、電子定款（電子署名を施したPDF）は課税文書に当たらないため不要です（国税庁「課税される定款の範囲」）。